

事業所税が非適用に、制度変更のお知らせ

令和8年5月29日以降の事業年度(決算分)より課税されません

久留米市では、これまで一定規模以上の事業所に対して「事業所税」を課税してきましたが、令和7年国勢調査の結果により、人口要件を満たさなくなったことから、令和8年5月29日付で課税団体の指定が取り消されました。

事業所税とは

人口30万人以上の都市などで一定規模以上(床面積1,000㎡超または従業者100人超)の事業所に課される地方税です。

これまでの久留米市の状況

下記の2つの人口要件のうち、いずれかの人口要件を満たしていたため、事業所税を課税していました。

- ① 1月1日時点の住民基本台帳に記録されている人口が30万人以上
- ② 官報で公示された国勢調査の結果による人口が30万人以上

令和8年5月29日に令和7年国勢調査の結果が公示(発表)され、前記の①②ともに30万人を下回ったため、同日付で人口要件を満たさなくなりました。

今後の取り扱い

久留米市の事業所税の指定取消日は、5月29日となります。同日以降に決算を迎える事業所は、事業所税が課税されませんので、申告及び納付は不要となります。

問 市民税課

☎ 0942-30-9098 F 0942-30-9753

✉ siminzei@city.kurume.lg.jp



紹介

マイボトルで愛を問う、地球にいいことしてますか

今日から始めるエコ習慣

照りつける太陽、喉を潤す一杯。そのコーヒー、「マイボトル」にしてみませんか？
飲み頃の温度をキープできるだけでなく、実はプラスチック削減や節約にも直結する最強の選択肢。あなたのカバンに忍ばせたその一瓶が、家計への優しさで地球への愛に変わります。今日から「美味しく・賢く」エコを始めましょう！

お気に入りの水筒を相棒に街へ出れば、お好みの温度をキープした最高の一杯を楽しみながら、環境を守ることにつながります。マイボトル推奨店にはすでに、こだわりのカフェや話題のキッチンカー、身近なコンビニなど、50店舗以上が登録中。

また、共に歩んでくださる店舗様も随時募集中です。

問 資源循環推進課 ☎ 0942-30-9143 F 0942-37-3344

✉ seigyou@city.kurume.lg.jp

登録店舗は市のホームページで広くご紹介します。

今日からマイボトル推奨店で、美味しく賢いエコ習慣を始めてみませんか？



募集

シルバー人材が、「ちょっと手が足りない」をサポート

久留米市シルバー人材センターでお仕事お引き受けします

「人手が足りない」「自分でやるのは大変」そんな時は、シルバー人材センターにお任せください。公共性の高い団体なので、安心してご依頼いただけます。

こんなお悩みに応えます

- ・繁忙期だけ商品の梱包や仕分けを手伝ってほしい
- ・手間がかかる封筒入れなどの軽作業を頼みたい
- ・庭の草刈りや除草作業が追いつかない

知っておいてほしいポイント

- ・受注できる業務は、「臨時的かつ短期的又は軽易な業務」(月10日または週20時間未満)となります。
- ・土日祝日の就業にも対応します。
- ・作業中の事故は、センター加入の保険で対応します。

※お申し込み順でのご案内となります。従事者の選定などにお時間をいただくため、余裕を持った早めのご相談がおすすめです。



問 (公社) 久留米市シルバー人材センター

☎ 0942-35-5229 F 0942-35-5974